

東海市議会議員及び東海市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び東海市議会議員及び東海市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

東海市長 花 田 勝 重

東海市条例第34号

東海市議会議員及び東海市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び東海市議会議員及び東海市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(東海市議会議員及び東海市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 東海市議会議員及び東海市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年東海市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(東海市議会議員及び東海市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 東海市議会議員及び東海市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年東海市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東海市議会議員及び東海市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の東海市議会議員及び東海市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。